

福島ロボットテストフィールド「研究室」入居者募集要綱

福島県では、福島イノベーション・コースト構想に基づき、物流やインフラ点検、大規模災害などに活用が期待される陸・海・空のフィールドロボットを主対象に実際の使用環境を拠点内で再現しながら研究開発、実証試験、性能評価、操縦訓練を行うことができる一大開発実証拠点「福島ロボットテストフィールド」を整備、同拠点の本館となる研究棟には、研究者や開発者の方々の短期～長期の活動拠点等として御利用いただける「研究室」を準備しております。このたび、同「研究室」へ入居募集を行います。

※福島イノベーション・コースト構想

福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指すものです。廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野におけるプロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等に取り組んでいます。

※研究室

この要綱で研究室とは、福島ロボットテストフィールド条例で定める研究室1室を指し、入居とは、研究室を1月単位で借りることを指します。

1 福島ロボットテストフィールドの概要

名 称	福島ロボットテストフィールド
所 在 地	南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番
設 置 目 的	ロボット関連産業の発展を図ることにより、福島イノベーション・コースト構想の推進及び県内の産業の振興に資する。
施 設 概 要	① 主な施設 研究棟、滑走路、滑走路附属格納庫、通信塔、緩衝ネット付飛行場、ヘリポート、連続稼働耐久試験棟、風洞棟、試験用橋梁、試験用トンネル、試験用プラント、市街地フィールド、瓦礫・土砂崩落フィールド、水没市街地フィールド、屋内水槽試験棟、試験準備棟、簡易計測室A、簡易計測室B ② 附帯施設 通信塔（小高）、滑走路・滑走路附属格納庫（浪江）
設 置 者	福島県
指 定 者 管 理 者	公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

2 研究棟の概要

構 造	鉄筋コンクリート造
延 床 面 積	7 0 6 3 m ²
施 設 構 成	管理事務室、カンファレンスホール、技術相談室、開発実験室、機器分析室、防塵試験室、精密測定室、加工室、環境測定室、電波暗室、シャワー室、保管庫、貸出倉庫、会議室、研究室、休憩室、電子制御室、総合管制室、屋内試験場、振動試験室、防水試験室、耐風・降雨試験室、電気室、トイレ等
試 験 機 器 等	X線CT装置、走査型電子顕微鏡、CNC三次元測定機、マシニングセンタ、電波暗室、振動試験機、恒温恒湿槽、塵埃試験装置、防水試験装置、その他各種加工機器、測定機器

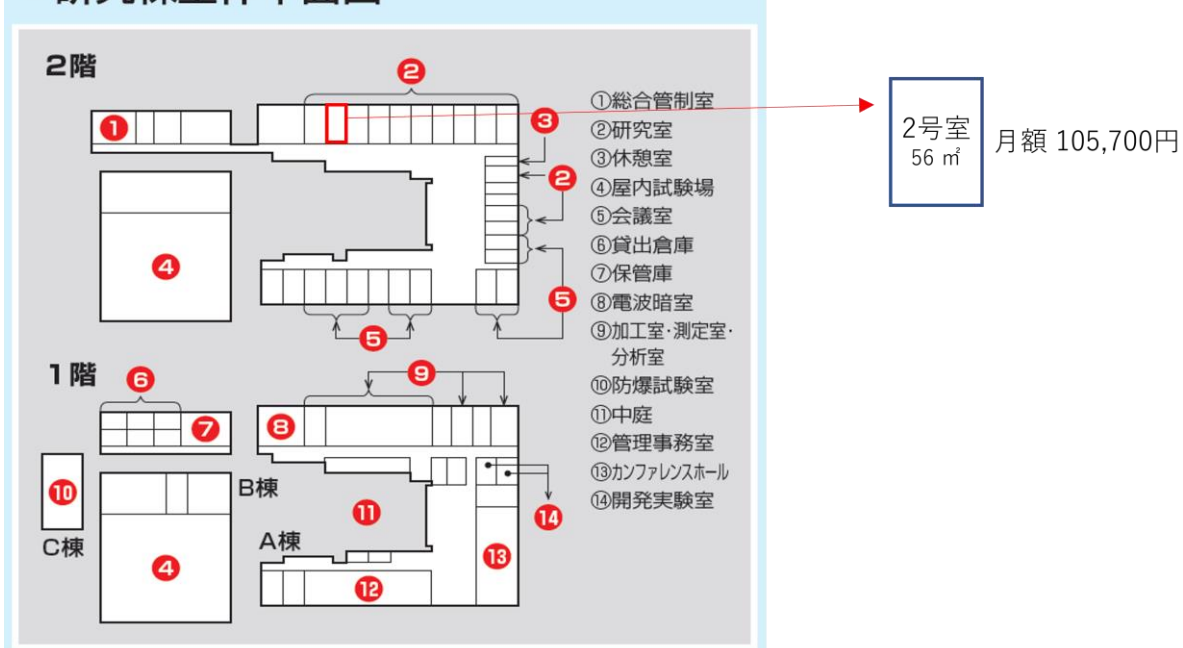
3 研究室等の概要

(1) 研究室

募 集 室 数	1 室 (2 号室)
使 用 料	2 号室 (5 6 m ²) 月額 1 0 5 , 7 0 0 円 ※日割り計算不可
電 源	単相 1 0 0 V (2 0 A / 1 回路)
設 備 等	冷暖房設備、ミニキッチン (I H コンロ、水回り、電気給湯器) 、事務机 2、事務イス 2、キャビネット 1
通 信	個別契約により利用可
備 考	光熱水費は別途実費負担

(2) 研究室等の配置

●研究棟全体平面図



4 随時募集

募集対象者	入居を希望する法人等
入居可能日	応相談

5 入居期間（使用の承認期間）

使用開始日から1年以内 ※希望する場合は更新可

6 入居条件

- ①入居目的が福島ロボットテストフィールドの設置目的に合致しているか
- ②事業計画の実現性は十分か
- ③地域経済等への寄与の程度
- ④使用料の支払い及び入居後の事業活動に支障がないと認められる程度の経営基盤・財政基盤を有しているか
- ⑤施設の管理運営上問題は無い

7 事務局

福島ロボットテストフィールド指定管理者
公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構
ロボットテストフィールド事業部連携課
住所：975-0036 南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番
E-mail：robot2@fipo.or.jp
(お問合せの際はまずメールにてお願い致します)

8 申し込みの方法

(1) 募集要項等の配布

方 法	下記ホームページによりダウンロードください https://www.fipo.or.jp/robot/lab-guide/moving_procedure
-----	--

(2) 受付

期 間	研究室が埋まり次第終了 ※メール応募可
場 所	「7 事務局」に記載のとおり。
方 法	提出書類をメール添付、持参又は郵送してください。 (郵送による場合は受付期間内必着) E-mail： robot2@fipo.or.jp まで
提出書類	下記(3)のとおり

(3) 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。

なお、審査に必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 入居申込書（別紙様式1）

イ 事業計画書（以下の内容が記載されたもの、別紙様式2）

・法人等の概要

- ・使用計画（入居期間、入居を希望する研究室、使用する人数、持ち込む機材、研究室以外の施設等の利用見込み）
 - ・事業内容（事業目的、研究室内で行う具体的な業務内容、地域経済等への波及効果等）
 - ・収支計画
 - ・事業スケジュール
- ウ 定款、寄付行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
- エ 法人にあっては登記事項証明書、法人でない団体にあっては代表者の住民票（3か月以内のもの）
- オ 申込日の直前3事業年度の財務諸表その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類（例：財務諸表、事業概況説明書）
- カ 申込日の直前3事業年度の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- キ 会社案内等法人等の概要が分かる資料
- ク 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別紙様式3）
- ケ その他審査に必要と認める書類

9 入居者の選定方法

入居者については、「福島ロボットテストフィールド研究室入居審査会」による審査により選定します。

- (1) 福島ロボットテストフィールド研究室入居者審査会による審査

ア 審査は書類及び面接により行います。

イ 面接審査の実施については、別途申込者あてに通知します。

- (2) 審査結果

審査結果については、審査会後、一両日までを目安に通知します。

なお、施設管理のため必要な範囲内で条件を付けることがあります。

10 選定の基準等

選定に当たっての基準等は次のとおりです。

- (1) 入居目的が福島ロボットテストフィールドの設置目的に合致しているか。
- (2) 事業計画の実現性は十分か。
- (3) 地域経済等への寄与の程度。
- (4) 使用料の支払い及び入居後の事業活動に支障がないと認められる程度の経営基盤・財政基盤を有しているか。
- (5) 施設の管理運営上問題は無い。

11 選定後のスケジュール

- (1) 使用承認申請書の提出

福島ロボットテストフィールド条例施行規則に基づく使用承認申請書を提出いただきます。

- (2) 使用承認

使用承認申請書に基づき、研究室使用の承認を行います。

※その他入居に際し必要な申請や情報提供を求めます

- (3) 事前の打ち合わせ

詳細な使用計画について、必要な場合は事前に指定管理者と協議を行います。

(4) 入 居

(5) 使用承認できない場合

申込者が、使用の承認を受けるまでに次に掲げる事項に該当するときは、使用の承認を行わないことがあります。

ア 正当な理由なくして使用承認申請書を提出しないとき。

イ 事業計画書の内容と異なる使用を行うとき。

ウ 財務状況の悪化等により、申込書記載の業務が実施できないと認められるとき。

エ 著しく社会的信用を損なう等により、入居者としてふさわしくないと認められるとき。

12 使用の承認の取り消し等

下記事項に該当する場合には、使用の承認を取り消すことなどがあります。

(1) 福島ロボットテストフィールド条例又は福島ロボットテストフィールド条例施行規則の規定に違反したとき。

(2) 施設における秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(3) 施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。

(4) (2)(3)のほか、その設置の目的に反するとき。

(5) 使用の承認に付した条件に違反したとき。

(6) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。

(7) 事業計画書の内容と異なる使用を行ったとき。

上記のほか、災害その他の事由により施設等の使用ができなくなったとき、工事その他テストフィールドの管理のためやむを得ない事由が生じたときは、入居者に対し、使用の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用の中止を命じることがあります。

13 その他

(1) 申込み及び審査に要する経費等は、申込者の負担とします。

(2) 提出された書類は返却いたしません。

(3) 提出された書類の内容は、変更することはできません。（軽微な修正は除く）

(4) 提出された書類の著作権は、それぞれの申込者に帰属します。ただし、審査等のため複写することができるものとします。

(5) 提出された書類が次の事項に該当する場合は、申込みが無効となる場合があります。

なお、無効となった場合には、申込者に理由を付して通知します。

ア 異なる申請書を複数提出した場合。

イ 申込方法を遵守せずに提出した場合。

ウ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合。

エ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合。

オ 虚偽の内容が記載されている場合。

カ その他不正な行為があった場合。